自動販売機の設置に関する賃貸借契約書

亘理町（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）は飲料自動販売機（以下「自販機」という。）の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条　甲は、次の物件を乙に貸し付ける。

　　　　　施設名称　亘理町役場

　　　　　所　　在　亘理町字悠里１番地

　　　　　貸付箇所　自販機設置配置図〇

　　　　　面積　　　　　　　（㎡）

　　　　　　　　　　　　　　（別紙図面）

（使用目的等）

第2条　乙は甲が公募した際の条件を遵守するとともに、本件賃貸借物件を自販機設置の目的以外に使用してはならない。

（貸付期間）

第3条　賃貸借期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間とする。

（貸付料）

第4条　貸付料は売上金額に貸付料率○％を乗じたものに別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、乙は甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに支払うものとする。なお、1円未満の金額については切り捨てて計算するものとする。

（電気料等）

第5条　乙は、本契約に基づき設置した自販機の電気料等を負担するものとする。

2　乙は本契約に基づき設置した自販機には電気の使用料を計る子メーターを設置するものとする。

3　第1項に規定する電気料等のうち、電気料については、前項により乙が設置した子メーターが示す当該月使用量に甲が契約する電力会社の前月分の電気料を基に算出した額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。また、電気料以外のものがあるときは、これを別途定める方法により算出した額とする。

4　甲は、前項により算出した電気料等の6か月分について取りまとめた金額に基づき、納入通知書を発行し、乙に速やかに送付するものとする。

5　乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払うものとする。

（延滞金）

第6条　第4条及び前条の支払期限までに納付しない場合は、納入すべき貸付料について、督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和54年亘理条例第14号）の規定により、延滞金を徴収するほか、甲はその契約を解除することができるものとする。

（売上報告書の提出等）

第7条　乙は、本件賃貸借契約に係る自販機の売上状況を4月から6か月間毎に取りまとめ、上半期（9月）及び下半期（3月）最終月の翌月15日までに任意の売上報告書を甲に提出しなければならない。

　2　甲は、契約期間の満了または契約解除を行った場合は、売上報告書の提出期限を変更することができるものとする。

3　甲は、乙から売上報告書の提出を受けたときは、売上報告に係る貸付料を取りまとめ、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

4　甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条　乙は、本契約により生ずる権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第9条　乙は、契約の履行の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（自販機設置の基準等）

第10条　乙は、次に掲げる基準に基づき自販機を設置しなければならない。

（1）　設置する自販機には、販売し管理するものの会社名又は管理者名を必ず明記すること。

　（2）　自販機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。

　（3）　自販機を据え付ける場合は、日本工業規格（ＪＩＳ）の据付基準又は（社）全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し転倒防止措置を講ずること。

（使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理）

第11条　乙は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点に留意して行われなければならない。

　（1）　使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点に留意して行わなければならない。

（2）　回収ボックスからの容器の回収と処理は、乙の責任においてこれを行う。なお、回収頻度についても、回収ボックスから容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。

（3）自販機が他社と併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収・処理すること。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（有益費の請求権の放棄）

第13条　乙は、本契約を終了したとき、本件賃貸借物件の改良のために費やした金額その他有益費についてその価格の増加が現存する場合であっても、甲に対し、その費やした金額または増加額の請求を行わないものとする。

　（損害賠償）

第14条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

　（原状回復）

第15条　本契約が終了したときは、乙は自己の責任において本件賃貸借物件を原状に回復したうえ、甲の指定する期日まで明渡しするものとする。

　（善良なる管理者の注意義務）

第16条　乙は町民が安全又は安心して商品を購入することができるよう自販機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならない。

　（疑義の決定）

第17条　本契約の疑義のあるときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和7年　月　日

発 注 者　　住　　　　所　　　　宮城県亘理郡亘理町字悠里１番地

　　　　　　氏名又は名称　　　　亘理町長　山　田　周　伸

受 注 者　　住　　　　所

　　　　　　氏名又は名称